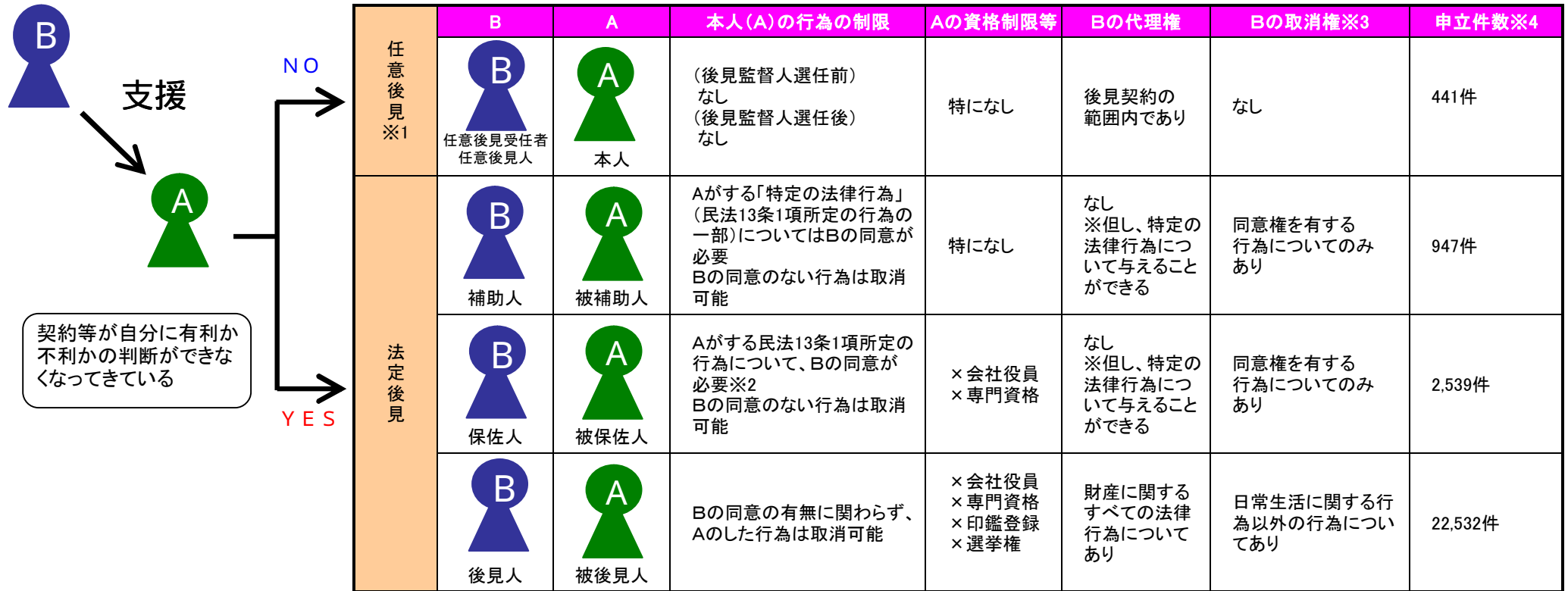


本人(A)の立場から見た後見類型



※1 任意後見では、任意後見契約の他、「見守り契約」「財産管理契約」「死後事務委任契約」を締結し、その制度を補う必要があると考えられる。

※2 それ以外の行為についても同意を必要とする旨の審判をした行為については同意が必要。

※3 日常生活に関する行為については取消しされることはない。

※4 平成20年度中の家庭裁判所への申立件数。任意後見については、任意後見監督人選任の審判申立件数。

CF.民法13条1項所定の行為

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。